
	<h2>西武バスと帰宅困難者の受入れに関する協定を締結</h2>	
協定締結日	12月15日（水）	
<p>15日、区は、西武バス株式会社（取締役社長：渡邊一洋）と「災害時における施設の提供等に関する協定」を締結した。</p> <p>災害時、鉄道・バス等の交通機関が運行を停止した際、区からの要請に基づき、同社は管理する施設で帰宅困難者を受け入れる。要請した日から概ね3日間受け入れ、水・食料品の提供などを行う。</p> <p>区は、一斉帰宅を抑制するため、災害時にはむやみに移動を開始せず、職場や外出先などに留まるように周知している。今回の協定では、留まる場所がない帰宅困難者（買い物やレジャー等の目的で区内にいた方）を想定している。</p>		

▲協定締結式の様子

### 【主な協定内容】

- (1) 帰宅困難者の一時的な滞在場所（一時滞在施設）の提供および運営
- (2) 食料等備蓄物資の提供
- (3) 交通機関および道路の復旧情報の提供

### 【一時滞在施設の概要】

- (1) 名称 西武バス株式会社 練馬営業所 職員用宿舎本館および別館
- (2) 所在地 練馬区南田中1-13-5
- (3) 受入予定人数 100名

### 【参考】これまでに指定した区内の民間一時滞在施設

区では、発災時における帰宅困難者の受入施設として、民間施設を活用した一時滞在施設の指定を進めている。

これまでに、ホテルカデンツァ東京、区内のトヨタモビリティ東京株式会社の販売店6店舗を指定しており、今回の西武バス株式会社は8か所目の指定となる。

### 【問合せ】

練馬区 防災計画課 防災計画係

電話 03-5984-1327